

官公庁・公共事業体における調達 ～内外の相違と展望～

平成26年1月

愛媛大学 木下誠也

目次

- 1 談合の歴史と建設市場の開放
- 2 国内外の公共調達制度の変遷
- 3 公共事業調達制度改革の方向

2

談合の歴史と建設市場の開放 (1)

- 1
- 1889 **明治会計法** 参入業者増大、安値受注で手抜き頻発
談合に応じない者への入札妨害多発
- 1894-1895 **日清戦争** 予定価格の漏洩多発
- 1900 **指名競争入札導入**
- 談合金、談合屋が横行
- 1919 **大審院判決**、談合金の有無にかかわらず詐欺罪の成立を否定
- 1941 **刑法改正** 「～公正なる価格を書し又は不正の利益を得る目的を以て談合したる者～」
- 依然として業界団体を中心とした談合
- 1942-1946 **戦時特例により、随意契約拡大**

3

談合の歴史と建設市場の開放 (2)

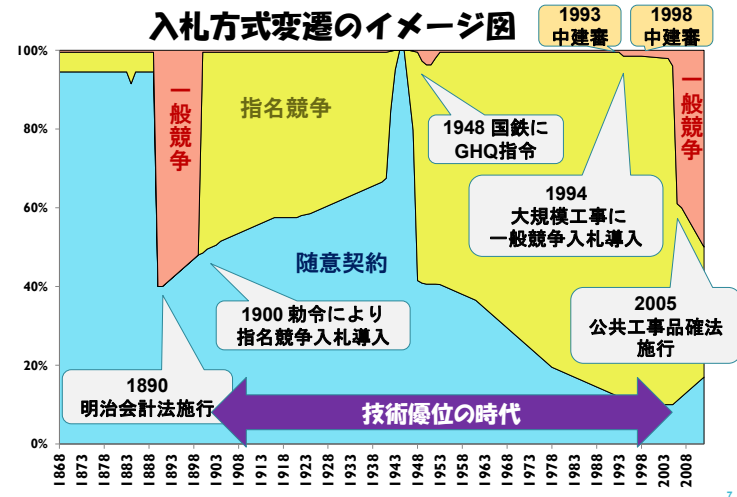
- 1947 **独禁法制定** (談合行為に対する公取委の対応は消極)
- 1968 **大津地裁判決**、談合金を伴わない談合を擁護し、談合金を伴う談合については原則として談合罪の規定に該当するとの見解
- 業界内で、談合金を伴う入札談合は下火になる反面、工事の受注を配分するための入札談合がルール化
- 1977 **独禁法改正、課徴金制度**
- 建設工事の入札談合が相次いで摘発 (1981静岡事件等)
- 1986- **米国USTRが関空プロジェクトの国際公開入札申入れ**
日米建設協議開始

4

談合の歴史と建設市場の開放 (3)

- 1988- MPA (Major Projects Arrangements) 導入
米国から談合防止の圧力
米軍横須賀基地工事入札談合 (1988)
- 1990 日米構造協議最終報告 独禁法運用強化
- 1991 独禁法改正 課徴金、法人刑事罰の引き上げ
埼玉土曜会事件(1991)
スーパーゼネコン汚職(1993頃)
- 1993 中建審 建議
- 1994 「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」(閣議了解)
→大規模工事に一般競争導入
- 1996 WTO政府調達協定発効

5



7

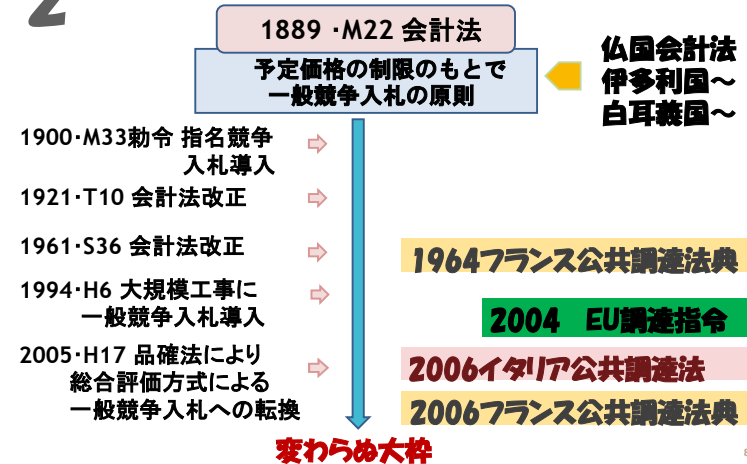
談合の歴史と建設市場の開放 (4)

- 1995- 日米建設行動計画レビュー会合
- 1999 ・米国企業参入実績拡大、JV構成員数緩和、PM/CMの導入、
コンサルJVの導入、技術者資格 (PE) ほか
- 1999- 日米建設協力フォーラム 官製談合事件続発 (1995-2006)
- 2002
- 2005- 公共工物品買確保法により総合評価方式へ転換
- 2006.1 独禁法改正強化 大手ゼネコン「談合決別」 (2005.12)
ダンピング多発、不調・不落多発
- 2006 国土交通省、ダンピング対策強化
- 2010- 土学会、公共事業調達法案を提案
国会議員木、公共事業調達改革に向けての動き

6

2

国内外の公共調達制度の変遷



8

入札契約制度の各国比較（明治会計法制定当時）

	日本 (1889)	フランス (1862)	イタリア (1884)
入札方式	一般競争入札と随意契約 指名競争入札あり 1882通達 交渉方式		
売買	同じ扱い		
物品、サービス、工事等	同じ扱い 1865公共事業法		
予定価格	必ず定める	定める場合あり	
落札基準	最低価格		

入札契約制度の各国比較（現在）

	日本 (1961)	フランス (2006)	イタリア (2006)
入札方式	一般競争 指名競争 随意契約	一般又は制限 の提案募集 交渉ほか	一般競争 制限競争 交渉ほか
売買	同じ扱い	別の扱い	
物品、サービス、工事等	同じ扱い	調達物に応じて多様な方式	
予定価格	必ず定める	なし	
落札基準	最低価格 (例外的に総合評価)	最低価格又は最も経済的に有利	

別に2005公共工事事確法

入札契約制度の各国比較（1970 前後）

	日本 (1961)	フランス (1964)	イタリア (1972)
入札方式	一般競争 指名競争 随意契約	一般又は制限 の競争又は 提案募集 交渉ほか	一般競争 交渉
売買	同じ扱い	別の扱い	
物品、サービス、工事等	同じ扱い	調達物に応じて多様な方式 1865公共事業法	
予定価格	必ず定める	定める場合あり (一般競争の場合) (競争の方法の一つ)	
落札基準	最低価格 (例外的に総合評価)	最低価格又は最も経済的に有利	

入札契約制度の各国比較（現在）

	アメリカ	韓国	台湾
入札方式	封印入札 競争的"ブール"交渉方式 ほか	公開競争 制限付競争 指名式競争 交渉契約	公開入札 選択入札 限定入札 (交渉規定あり)
売買	別の扱い		
物品、サービス、工事等	調達物に応じて多様な方式		
予定価格	なし	原則として定め上限とする	
落札基準	政府に 最も有利	最低価格又は最も経済的に有利	

わが国の会計法令等の特徴

- ① 公告して競争を行うこと（一般競争）を原則
- ② 国の会計法規の中で『売』と『買』を同じ扱い
- ③ 交渉手続きを定めていない
- ④ 価格の制限（予定価格）を必ず定める
- ⑤ 落札基準は最低価格を原則

13

以上のことから

買入れ売払いが基本的に同じ扱い

物品、サービス、工事等が同じ扱い

交渉手続きなし

であっても支障なかった

15

一般競争入札の原則にかかわらず、実際は

長年にわたって指名競争入札

予定価格制度

双方の利害にかなった予定価格制度

価格による落札基準

調整行為により価格競争の弊害が
顕在化しなかった

公共工事の品質確保の促進に関する法律
「**品確法**」
(2005年3月)

発注者責任

「公正さを確保しつつ良質なモノを低廉な価格で
タイムリーに調達し提供する責任」

『価格競争』から
『価格と品質で総合的に優れた調達』へ

技術力の脆弱な発注者を支援する仕組みを構築

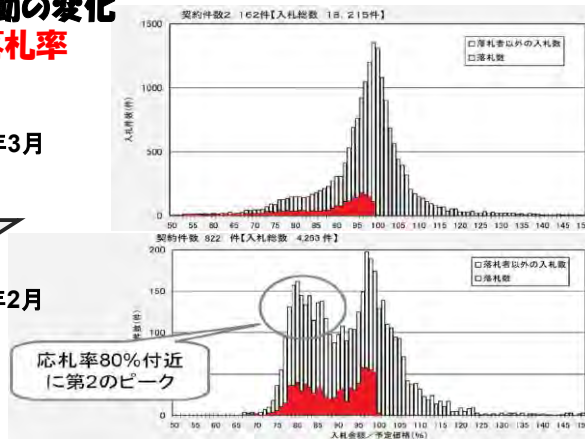
16

応札行動の変化 と落札率

平成18年3月



平成20年2月



出典：調査基準価格の見直し等の対策について（建設マネジメント技術2008年5月号）の図を元に作成

17

総合評価方式の課題

1. 技術提案の点数に差がつかない

2. 調査基準価格直上での価格を強いられる

3. 発注者側・受注者側双方の負担大

18

技術競争が十分働かない
(結局は安値競争)

歪んだ価格の決まり方
(市場でなく官が決めている)

(会計法令等の限界)

技術対話（交渉）の導入
予定価格制度の見直し
が必要

19

イギリスの調達方式の変遷

1944 The Simon Committee report

一般競争入札を制限し、指名競争入札や交渉方式を推奨

1964 The Banwell report

一般競争入札を制限し、指名競争入札や交渉方式を推奨

1994 The Latham report

Value for Money, 有資格者名簿, Contractor performance, Two stage procedure, Partnering, Framework agreement

1998 The Eagan report

Industry-wide performance measurement system

2005 The Gershon report

OGCの設置, 効率的な調達→ 2006 政府契約規則

20

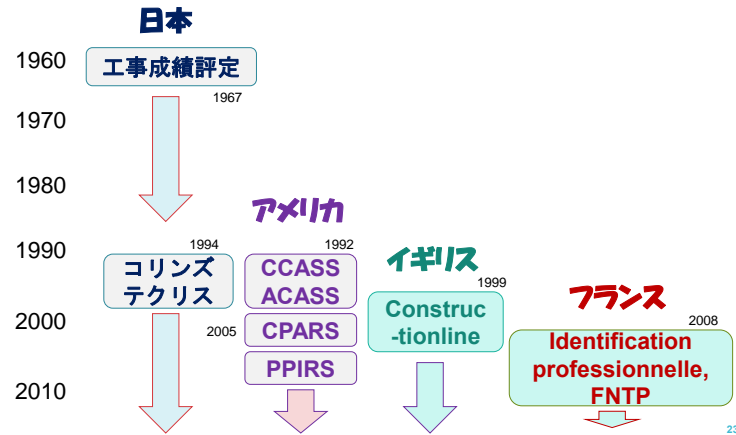
Partnering

Framework agreement

- 発注者、設計者、請負業者等の関係者のチームを構成し、全当事者の利益のために協力的結束を流す仕組み。
- 必要に応じファシリテーターを利用して、ワークショップを開催する。
- 所定の期間内（たとえば4年間）の発注予定案件に関する契約額や契約相手の決定方法などについて発注側と受注側があらかじめ包括的に合意する方式。

21

成績重視の世界的潮流



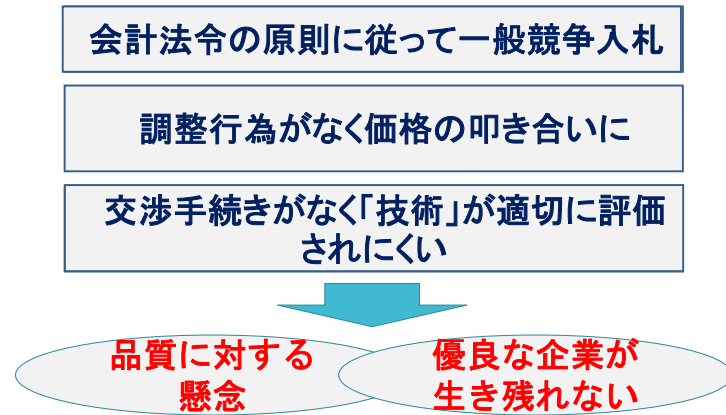
23

アメリカの調達方式の変遷

- 1994 FASA (連邦調達合理化法)
- 1995 FARA (連邦調達改革法)
Past contract performance of an offeror を次回以降の調達に活用, Central Contractor Registration (CCR)
- 1996 Clinger Cohen Act
Design-build two-step process
- 1997-98 FAR, 連邦規則 改正
Design-build, Best value, Negotiation
- 2001, 2004, 2006 OMB通達
Performance-based acquisition

22

「談合決別」以来



24

3

公共事業調達制度改革の方向

公共事業を取り巻く環境

財政の逼迫

維持管理費のウェイトの増大

依然として防災対策、高速交通網等のニーズ

海外における大規模インフラ整備の需要増

公共事業執行システムの改革

- (a) 民間の資金・経営能力・技術力の活用
- (b) 効率的予算執行
- (c) 戦略的維持管理・更新
- (d) 事業マネジメント手法の確立
- (e) 公共調達ルールの見直し
- (f) 価格構造の見直し

25

土木学会 公共事業改革プロジェクト小委員会 (2010-2011)

委員長 木下 誠也 (愛媛大学)
副委員長 小澤 一雅 (東京大学)

I 事業マネジメント手法の確立

II 公共事業調達法の提案

26

公共事業調達法提案のポイント

“公開”の原則

民間技術の活用

品質の確保

信用・実績の重視

価格構造の見直し

- ① 売り払いとは別の取扱いとし、多様な調達方式を選択可能に！
- ② 予定価格制度の見直し
- ③ 交渉方式導入
- ⑤ 落札基準見直し (Best Value for Money)
- ⑥ 実情に即した落札価格の制限
- ⑦ 経営力と技術力を分けた企業評価方式へ見直し

27

土木学会 建設マネジメント委員会

公共事業改革プロジェクト小委員会 (2010-2011)

2011年8月 マネジメント手法確立と公共事業調達法の提案

公共事業執行システム研究小委員会 (2012.8-)

1. 落札価格の制限 (上限および下限)、中小・地元業者対策
2. 建設コンサルタント業務、デザインビルド等の発注方式
3. 発注者の役割 (積算、監督・検査、支払い方式等) の見直しとマネジメント手法

28

法改正に向けた動き

- 2010年12月 参議院超党派(民主・自民・公明・みんな)の勉強会として「第1回 公共調達適正化研究会」(自民・脇雅史参議院議員ほか)開催
- 2011年10月 第7回開催、政府に対し法案作成を要請
- 2013年1月 自民党・公共工事品質確保に関する議員連盟(品確議連)、「公共工事契約適正化委員会」(野田毅委員長)設置
- 2013年9月 第7回開催、2014年通常国会に品確法改正案提出の方針。(入札契約適正化法、建設業法も改正案提出予定)
- 2013年12月 第8回開催、「品確法」の改正の方向性

29

国土交通省スケジュールイメージ



出典：第1回 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会(国土交通省)配布資料

31

品確法の改正案のポイント

I 様々な課題に対応した基本理念・発注者の責務

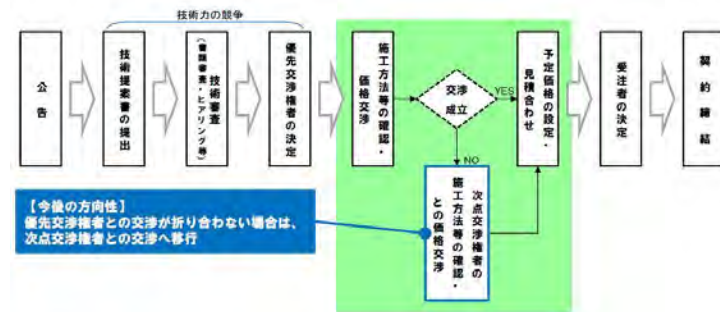
1. 予定価格の適正な設定、適切な工期の設定など
2. ダンピングの防止や適正価格での契約
3. 適切な設計変更や契約金額、工期の変更
4. 地域のインフラの維持管理の適切な実施

II 多様な入札契約制度

1. 民間技術を活用する交渉方式
2. 段階選抜方式
3. 複数年度にわたる一括契約・共同受注
4. 経営事項審査・総合評価の見直し

30

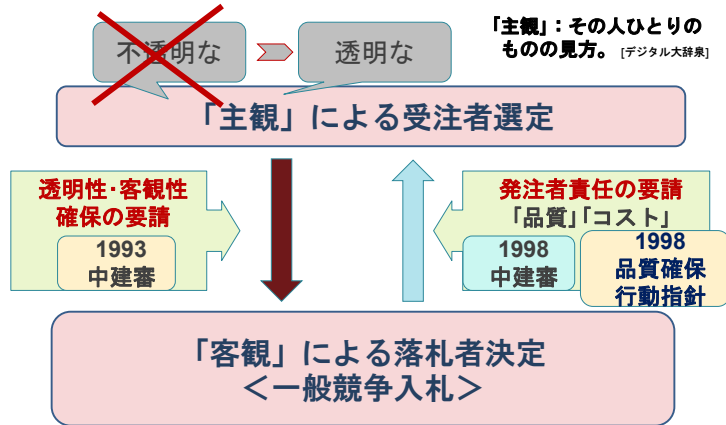
技術力で企業を選定し、価格や工法等を交渉して契約する方式 国土交通省



出所：国土交通省 第2回 発注者責任を果たすための今後の生産・管理システムのあり方に関する懇談会(平成25年12月25日) 資料をもとに作成

32

公共調達制度改革の流れ



「客観」：当事者ではなく、第三者の立場から観察し、考えること。 [デジタル大辞典]

33

ご静聴ありがとうございました

m(。・ε・。)m



発行: 日刊建設工業新聞社
 Tel : 03-3433-7152
 Fax : 03-3431-6301

34